

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K14086

研究課題名（和文）熟議民主主義の実質化に向けたシティズンシップ教育と家庭教育の連携に関する基盤研究

研究課題名（英文）Fundamental research on the linkage between citizenship education and private education for the substantiation of deliberative democracy

研究代表者

平井 悠介（HIRAI, Yusuke）

筑波大学・人間系・准教授

研究者番号：20440290

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）： 熟議民主主義は、人々が求める公正な社会を築くべく市民の多様な声を意思決定へと公正に反映させようとする民主主義の一形態である。その実質化に向け、市民には社会的少数者を含む多様な他者の声を聞き、相互に意思を尊重できる資質が求められる。市民的資質を学校教育とともに家庭教育においても育成するために、国家は市民教育の名の下で家庭にどこまで介入してよいかを、教育哲学における正当化論として構築した。

2010年代以降の熟議民主主義論の展開、およびリベラリズムの公私区分論の再審の議論の分析を経て、関係的自律性の育成が公教育と私教育を架橋するシティズンシップ教育の正当化根拠となり得ることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代に求められる市民のあり方は、熟議民主主義論の進展によって、政治に参加し社会の構築と改善に寄与するだけにとどまらず、多様な政治的意思決定過程において、他者の声を聴き、それに真摯に向き合い、ときに自らの考えを柔軟に変えていくことまでも含む傾向を示している。それにもかかわらず、シティズンシップ教育論・実践論は、参加民主主義論に基づく理論傾向を維持したままであった。こうした研究・実践的傾向性に対し、社会科学の研究進展に即した新たな教育論を構築したことによる社会的意義がある。研究過程で蓄積した研究成果群は、教育哲学における公私二元論の克服の議論を活性化し、現代的視座を提示した学術的な意義も有する。

研究成果の概要（英文）： In order to substantiate the normative theory of deliberative democracy, which seeks to fairly reflect the diverse voices of political participants in decision-making in order to build the desirable society, it is important to educate citizens who can listen to and respect the voices and wills of others, especially of social minorities. In order to cultivate civic disposition to respect others not only in school but also in private education, this study have developed a justification theory of philosophy of education regarding whether and to what extent civic education can be demanded of private realm.

Through an analysis of the development of the deliberative democratic theory and its meaning since the 2010s, and an analysis of the argument for overcoming liberalism's theory of public/private dualism, this study have shown that the cultivation of relational autonomy can serve as a justification for citizenship education that bridges the public and private education realms.

研究分野：教育哲学

キーワード：公私区分論の再審 熟議民主主義の実質化 市民教育の正当化論

## 1. 研究開始当初の背景

英米圏の教育哲学では、1970年代後半以降、60年代から70年代に主流であった分析的教育哲学に代わり、価値多元的社会的社会的平等と社会的統合の達成に教育がいかに寄与しうるかを分析する規範的教育哲学が発展した。規範的教育哲学での諸議論は、1990年代後半から2000年代にかけて、リベラリズムの論者を中心に、正義論や民主主義論、社会的平等論を援用したシティズンシップ教育論が展開し、論争も生まれていった。この過程で、多数決主義に基づく選好集約型民主主義を問い直す熟議民主主義への注目と、その規範理論としての理論的發展が見られた。

「熟議民主主義」は1990年代から2000年代に起こった民主主義論の転回の中に生じた。その転回とは、民主主義の本質を投票や利益の集積、憲法上の諸権利、自治にではなく、意思決定場面での熟議にあると広くとらえられた傾向性を表す。従来の民主主義論は政治参加者間の選好の競争を常態とみなすゆえ、選好の固定化を招き、少数派の声を意思決定に反映させえないという問題性を有していた。これを是正する規範理論として熟議民主主義論は深化した。その顕著な特徴は熟議参加者が熟議を通じて自らの選好を変容させることを期待されている点にあった。

2000年代以降2010年代後半までの熟議民主主義をめぐる研究動向は、法・政治哲学、および社会学を中心として、規範性をめぐる議論にとどまらず、その実質化に向けた議論へと展開していた[田村哲樹『熟議民主主義の困難』2017年]。しかし、こうした議論は現代の社会システムの問題と関連させて論じられる傾向が強かったため、市民形成という教育学的観点から熟議民主主義の実質化の方策を検討することには研究的余地が多く残されていた。熟議が、その参加者の選好の変容をもたらすよう有効に機能するための前提条件には、参加者が互いの意見を尊重し正当化しあえること、つまり相互尊重の市民的徳性を備えている必要がある。熟議民主主義理論の実質化において、求められるシティズンシップ教育理論の理念・内容・方法を明確にすることは不可欠であるにもかかわらず、研究の蓄積は十分ではなかった。特に、熟議の前提となる市民的徳性を学校教育のみで育成しようとすることの限界性に意識的なシティズンシップ教育論の構築は進んでいなかった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、1990年代から2000年代にかけて規範理論として価値づけられた熟議民主主義論を実質化するという課題に対して、有効なシティズンシップ教育がいかなるものかを明らかにすること、また、そうしたシティズンシップ教育に関連して学校教育(公教育領域)と家庭教育(私教育領域)が相互の利害対立を克服して連携するための課題と方策を理論的に考察し、教育実践論を進展させるための理論的基盤を形成することであった。

検討に際し、2000年代以降、英米圏のリベラリズムに基づくシティズンシップ教育論が、社会的統合という観点からその有効性の有無について検討されてきたこと、および、リベラリズム論者によるシティズンシップ教育論に対しては、公私二元論を前提としているために現実に即しておらず、家族の価値を再認識しながら再構築されるべきだ、との批判がリベラル派内部から向けられていたことを、時代状況の背景的前提とした。それらをふまえ、政治哲学上で価値づけられる「政治的妥協」を教育目標に含められるか、また公私二元論の克服を目指すフェミニズム思

想に軸足を置き熟議民主主義の実質化に向けたシティズンシップ教育は私的領域での教育といかに連携すべきか、を問うた。

### 3．研究の方法

英米圏を主とした文献研究である。

三年間の研究期間で、三つの研究課題に取り組む計画とした。それぞれの研究課題は二つの小課題で構成された。研究課題は以下のとおりである。

2019年度：2010年代以降の熟議民主主義論の展開とその背景的意味の分析【課題A】

第一小課題として、熟議民主主義論の代表的論者エイミー・ガットマンが2010年代に展開した政治的妥協論、およびそれへの批判を政治哲学研究から抽出し、対立点を分析した上で、熟議民主主義論における妥協の価値を分析する。

第二小課題として、2000年代以降2010年代にかけ、分断社会における社会統合を目的に、英米圏のリベラル派論者が熟議民主主義およびシティズンシップ教育論を展開するなかで、その批判者がいかなる批判点を提示しているのかを析出していく（研究課題Bの予備的分析）

2020年度：公教育領域と私教育領域を架橋するシティズンシップ教育モデルの構築に向けた課題の析出【課題B】

第三小課題として、政治的妥協の精神をシティズンシップ教育の教育目標とすることの妥当性を、第二小課題での分析を踏まえつつ、検証する。また、社会参画を重視するシティズンシップ教育論とは異なる教育論を展開することが可能であるかを検討し、可能性を明らかにする。

第四小課題として、現代の公教育と私教育二つの対立問題を調整した形の新たな公教育モデルの構築の可能性を検討する。その上で、第三小課題で示される結果と接合させ、市民的徳性を家庭教育で育成する可能性があるかを探究する。

2021年度：公教育と私教育を架橋するシティズンシップ教育モデルの構築【課題C】

第五小課題として、課題A、Bに対する研究成果を踏まえ、公教育と家庭教育が連携する形のシティズンシップ教育モデルを提示する。

第六課題として、理論的・基盤的研究を实践へと応用する方策を検討する。

### 4．研究成果

(1) 課題A（2010年代以降の熟議民主主義論の展開とその背景的意味の分析）に対する研究成果

単著論文「市民教育と妥協の精神 エイミー・ガットマンの熟議民主主義的教育論の教育思想史的再読」(『近代教育フォーラム』第28巻、2019年、39-50頁)において、熟議民主主義論の代表的論者ガットマンが、デニス・トンプソンとともに、2010年代の学術成果として公表した『妥協の精神』(*The Spirits of Compromise*, 2012)を分析し、熟議民主主義における政治的妥協の価値を時代的文脈に即して解釈するとともに、政治的妥協論への批判を踏まえて、政治的妥協の育成論の進展の必要性を確認できた。また、ガットマンの教育実践論としての2010年

代の高等教育論と2000年代までのシティズンシップ教育論を比較し、時代的要請に応じる教育論と教育理念との間の段差を確認できた。

『妥協の精神』の読解、および2000年代中葉の高等教育論の読解を通じて明らかになったのは、1990年代の熟議民主主義の構築初期段階で前提として価値づけられていた熟議の継続性が、2010年代には議論の後景に退いたということである。この理論的傾向の変化が示すのは、1990年代～2000年代では、熟議参加者が主義主張を相互に正当化しあい、妥協せずに熟議を継続させることで、最終的に社会にあふれる道徳的な対立の解消、および意見の不一致の解消が見通せていたということ、そして市民教育を通じて相互に尊重できる心性を子どもたちに身につけさせることができれば、社会での熟議場面を通じて自己批判的な市民を育成することができると期待できていたということである。しかし、2010年代以降、アメリカ（および民主主義）社会において社会的統治の見通しが立たないほど社会的分断が深刻化し、政治的妥協点を探っていくということに分断社会の中での社会統合のあり方を求めざるを得なくなった状況が、理論的傾向の変化を招いたと言える。

ただ、ミシェル・M・ムーディ-アダムスが指摘するように、政治的妥協論は現代社会の政策立案者や立法者にとって重要であるだけにとどまらず、一般市民の政治的行動にも同様に適用され、強調される価値はある。一般市民が日常的な意思決定場面や政治的行動においても主義主張に基づく妥協に応じるためにも、民主主義的徳として謙虚さ（democratic humility）を育成することが、現代のシティズンシップ教育論として求められることを明らかにした。

## （2）課題 B（公教育領域と私教育領域を架橋するシティズンシップ教育モデルの構築に向けた課題の析出）に対する研究成果

単著論文「高等教育における議論を通じた学びと民主主義の再興の可能性」（教育思想史学会『近代教育フォーラム』第29号、2020年、53-59頁）において、シティズンシップ教育の教育目標論・教育方法論としての熟議民主主義の意義を教育思想研究として再確認できた。

本論文では、民主的市民の育成の方法論を含むシティズンシップ教育論の構築を目指し、高等教育での市民教育論・教育実践論を分析し、現代に求められる教育モデルを探求した。アメリカの高等教育で実践されている有力な市民教育実践論、ラーニング・コミュニティ実践論が分断化の進む社会のシティズンシップ教育としていかに有効かを検討した。現代のラーニング・コミュニティ実践論は、社会の分断化の進行への対応として、戦略的に学習内容の非政治的傾向を強めている。その傾向は、共同の学びの経験を成立させ、担保することこそ、民主主義の健全化に向けた積極的価値を見出していることに基づいている。しかし、共同での学びの内容をめぐる学生間の価値対立を避ける戦略は、現実の民主主義社会を生きる市民の形成としては妥当なものではないとの見解から、本論文では政治的意見の不一致を受け入れ議論することを通じた公共的意識の醸成の方略を探究した。現代の哲学者スコット・F・エイキンとロバート・B・タリス、エレン・ケリー、およびカイラ・エベル-デュガンの民主主義論、および市民的徳性論を検討することを通じて、熟議を中核に置いた共同での学び、およびその前提となる、礼節(civility)や寛大さ(charity)、謙虚さ(humility)といった、知性的な徳性の育成を含んだシティズンシップ教育モデルの有効性を明らかにした。

本論文においては、公教育領域と私教育領域を架橋するシティズンシップ教育モデルの構築の課題を明確に示すまでには至っていないが、課題Cとの関連性は強く有している。

## （3）課題 C（公教育と私教育を架橋するシティズンシップ教育モデルの構築）に対する研究成

## 果

学会発表 “The Challenges of Civic Education Toward the Realization of Deliberative Democracy: Rethinking About Dichotomy Between Public and Private in Liberal Arguments.”（日本教育学会第79回大会、2020年8月、オンライン開催）および、学会発表「熟議民主主義的市民形成論における私的領域の位置 公私二元論に対するリベラリズム／フェミニズムの議論に着目して」（於：教育哲学会第64回大会）を通じて、リベラリズム論者の公私区分論の乗り越えの議論の内実を明らかにした。国家権力が自由の領域としての私的領域にいかにか、またいかなる範囲まで介入してよいかをめぐる正当化論を、マシュー・クレイトン（と批判者としてのデニス・アルジョ）、ハリー・ブリッグハウスとアダム・スウィフト、およびデイヴィッド・アーチャードの哲学議論の中に見出した。

クレイトンは、ジョン・ロールズの政治的リベラリズムとロナルド・ドゥオーキンの資源の平等論に立脚し、公正な社会の基本構造についての構築理論を、私的領域での公正をめぐる課題へと応用して、私的領域での養育における正義を追求している。クレイトンは、社会に存在する家族間での、親の子育て能力の不平等、親の収入の不平等、子どもへのケアの不平等に由来する社会的不公正を是正するべきだとし、〈家族間正義〉を主張する。これに対して、ブリッグハウスらは、家族内でのパートナー間、および親子間に生じる不公正に問題性を見出し、公的領域での正義の論理とは異なる論理をもって、〈家族内正義〉を追求しなければならないとする。アーチャードもまた、〈家族内正義〉の観点から、親の養育権は無条件に認められるわけではなく、子どもの最善の利益の追求という理由によって一定の制限が加えられるとする。また、親業のライセンス制という選択肢の妥当性も主張する。こうした〈家族間正義〉と〈家族内正義〉の議論の力点の違いを確認した上で、ブリッグハウスらが、家族内での子育ての価値を子どもと親の双方にとっての利益となる点に見出す議論を展開していることに着目し、フェミニズムによる関係的自律性の構想に通じる教育目的論としての価値があると評価した。そして、関係的自律性の育成論が国家による私教育への介入を正当化する理由となる可能性を示唆し、公教育と私教育を架橋するシティズンシップ教育モデルの構築の正当化根拠の候補となり得ることを明らかにした。

こうした研究成果を補強する役割を、単著論文「教育目的論の現代的動向とフェミニズム思想の位置 英米圏の教育思想・教育哲学の文脈において」（教育思想史学会『近代教育フォーラム』第30号、2021年、19-25頁）は有している。本論文は、教育哲学上の、現代の教育目的論の動向を整理し、分析的教育哲学に依拠したR.S. ピーターズの教育目的論の再評価、規範的教育哲学に属するジョン・ホワイトの教育目的論の、時代状況に即した実践概念への応用、およびフェミニズム思想の教育目的論への参入を特徴として見出した。私的領域にかかわる事項を含めることに慎重な姿勢を保っていたリベラリズム哲学による教育目的論議に、フェミニズムの、特にネル・ノディングスの教育目的論が投げかけた意義は、クレイトンやアーチャードと同様に、親業の不十分さに由来する社会的不平等、不公正の解消に向け、国家による私的領域への介入、親業の教育課程上への組み込みも許容される、とする理由を提示したことに見出される、とした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 平井悠介	4. 巻 28
2. 論文標題 市民教育と妥協の精神 エイミー・ガットマンの熟議民主主義的教育論の教育思想史的再読	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『近代教育フォーラム』（教育思想史学会）	6. 最初と最後の頁 39-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20552/hets.28.0_39	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平井悠介	4. 巻 29
2. 論文標題 高等教育における議論を通じた学びと民主主義の再興の可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 教育思想史学会『近代教育フォーラム』	6. 最初と最後の頁 53-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20552/hets.29.0_53	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平井悠介	4. 巻 30
2. 論文標題 教育目的論の現代的動向とフェミニズム思想の位置 英米圏の教育思想・教育哲学の文脈において	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『近代教育フォーラム』（教育思想史学会）	6. 最初と最後の頁 19-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 Yusuke Hirai
2. 発表標題 The Challenges of Civic Education Toward the Realization of Deliberative Democracy: Rethinking About Dichotomy Between Public and Private in Liberal Arguments
3. 学会等名 日本教育学会第79回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 平井悠介
2. 発表標題 熟議民主主義的市民形成論における私的領域の位置 公私二元論に対するリベラリズム/フェミニズムの議論に着目して
3. 学会等名 教育哲学会第64回大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>研究期間中の研究発表は、学会発表2件の他、以下の3件が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平井悠介「2010年代のリベラルなシティズンシップ教育論の動向 社会統合論への傾斜」(研究集会「多様化する社会におけるシティズンシップ教育の比較研究プロジェクト」、東京学芸大学国際教育センター主催、2019年12月20日、於：明治学院大学白銀キャンパス)</li> <li>・平井悠介「熟議的転回後の民主的市民形成論の課題：公/私区分論の再審に向けて」(筑波大学人間系コロキウム、2020年2月12日、於：筑波大学)</li> <li>・平井悠介「熟議民主主義の実質化におけるテクノロジーの位置」(シンポジウム「科学技術と法学がもたらす熟議民主主義の実現」、筑波大学人文社会系主催、2022年3月19日、於：筑波大学(オンライン))</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------